

令和3年 第4回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和3年 第4回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和3年4月23日 午前9時50分～午前10時38分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	福 家 敏 春	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 令和3年4月9日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第2号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第6 議案第3号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)</p> <p>日程第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>日程第8 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第9 議案第6号 農用地利用集積計画(案)について(令和3年4月28日公告予定分)</p>			
7 事 務 局	事務局長 富 田 敏 博 係 長 佐 藤 衡 一 主事補 佐藤 麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

開 会 宣 告

○事務局長 只今から、令和3年第4回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 皆さん、おはようございます。第2班の方々、早朝より現地確認、大変ご苦労さまでした。総会のご案内に、アグリパートナー協議会総会の資料も入っているかと思えます。総会終了後、アグリパートナー協議会の総会を行いたいと思っております。

4月に入り、天気はよろしいんですけども、肌寒い日が続いております。農作業で大変忙しい中、皆さんにお集まりいただきました。ありがとうございました。

今日と明日、天気が持ちそうだということで、短時間のうちに、終了したいと思っておりますので、皆さんのご協力のほどよろしくお願いいたします。短いんですけども、会長の挨拶といたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、一日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日 1 日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第 2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、4 番、成田委員、10 番、森平委員を指名いたします。

○議 長 日程第 3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。
 1 番、令和 3 年 3 月 31 日、令和 3 年第 3 回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外 13 委員が出席しております。
 2 番、4 月 6 日、美瑛町農業協同組合第 70 回通常総代会が開催され、会長が出席しております。
 3 番、4 月 12 日、美瑛町農業再生協議会通常総会が開催され会長が出席しております。
 4 番、4 月 12 日、美瑛町農業技術実証展示圃運営協議会監査が行われ、会長が出席しております。
 5 番、4 月 15 日、令和 3 年度上川地方農業委員会連合会総会が開催され、会長が出席しております。
 以上です。

○議 長 日程第 4、議案第 1 号、令和 3 年 4 月 9 日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。
 議案第 1 号、番号 1 番から番号 3 番までの件については、一括して審議いたします。
 事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、令和 3 年 4 月 9 日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。
 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主、■■■■さん、借主、■■■■さん外 2 件について、同法第 18 条第 1 項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。
 番号 1 番、土地の表示、字名、字■■■■、地番■■■■外 2 筆、面積計 14,626 m²につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 3 年 3 月 23 日付で合意解約です。後程、議案第 6 号、基盤強化法にて息子の■■■■さんに売買がなされる予定です。
 番号 2 番、土地の表示、字名、字■■■■、地番■■■■外

1 筆、面積計 16,253 m²につきましては、貸主、北海道農業公社から、借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和3年4月9日付で合意解約です。

番号3番、土地の表示、字名、字■■■■、地番■■■■外1筆、面積計 13,303 m²につきましては、貸主、北海道農業公社から、借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和3年4月9日付で合意解約です。

番号2番、3番については、平成28年、29年から保有合理化事業にて、5年間の賃貸を結んでいた■■■■さんですが、営農が難しくなったため、受け手の変更という形で今回の総会にてご審議いただくことになりました。番号2番、3番ともに、■■■■の■■■■さんに受け手が変更され、議案第6号にて賃貸がなされる予定となっております。

今回提出された3案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ土地引き渡し6ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 これより、議案第1号、番号1番から番号3番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号1番から番号3番までの件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。

議案第2号、番号1番から番号7番については、一括して審議いたします。

番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、土地の現況証明願書の交付について。農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった、■■■■さん外6件の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外

1筆。地目、登記簿、田及び畑、現況、非農地、面積計1,457㎡です。土地所有者及び申請者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん農振農用地区域外、都市計画区域外です。

この土地につきましては、20年前まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員でありますXXXXXXXXXX委員から補足説明をお願いいたします。

○XXXXXXXXXX委員 ただいま事務局の説明のとおりです。XXXXXXXXXXさんはXXXXXXXXXXさんが去年お亡くなりになり、相続されました。農地を整理して、今回このようなことになりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
番号1番について、現地調査の結果を、XXXXXXXXXXよりお願いいたします。

○XXXXXXXXXX ただいま、担当地区のXXXXXXXXXXさんのご説明がありました。土地に関しましては、今朝ほど2班によって、現地で確認してきております。非農地ということで、何ら問題ないかと思われまますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。
続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX、地目、登記簿、牧場、現況、非農地、面積4,240㎡です。土地所有者及び申請者、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXさん、農振農用地区域外、都市計画区域外です。

この土地につきましては、30年前まで牧場の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員でありますXXXXXXXXXX委員から補足説明をお願いいたします。

○XXXXXXXXXX委員 ただいま事務局の説明にもありましたとおり、30年ぐらい前からもう使われておらず、現地調査票の写真にもあ

りますとおり、農地として牧場としての使用は全く見られておりませんので、問題なく変更をお願いしたいところです。以上です。

○議 長 番号2番に関しまして、現地確認はしておりませんので打田班長からの報告はございません。
 続いて、番号3番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号3番、土地の表示、字名、[]、地番 []
 外2筆、地目、登記簿、田及び畑、現況、非農地、面積計2,690㎡です。土地所有者及び申請者、[]
 []さん農振農用地区域外、都市計画区域内です。
 この土地につきましては、40年前まで田及び畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。
 以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いいたします。

○[]委員 ただいま、事務局からご説明あったとおりでありまして、この土地につきましては、昨年、現地のほうも確認済みでございます。何ら問題ないかと思われますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
 続いて、番号4番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号4番、土地の表示、字名、[]、地番 []
 外1筆、地目、登記簿、田、現況、非農地、面積計1,262㎡です。土地所有者、[]
 []さん、申請者、[]
 []さん、農振農用地区域外、都市計画区域内（第1種低層住居専用地域）です。
 この土地につきましては、40年前まで田の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。
 以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であり、班長でもあります[]委員から補足説明をお願いいたします。

- 委員 この土地に関しましては今朝ほど、2班で確認してまいりました。事務局の説明あったとおりでありまして、都市計画区域内ということで、何ら問題ないかと思われまので、よろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
 続いて、番号5番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号5番、土地の表示、字名、[]、地番 []、地目、登記簿、牧場、現況、非農地、面積計 34,600 m²です。土地所有者及び申請者、[] []さん。農振農用地区域外、都市計画区域内です。
 この土地につきましては、40年前まで牧場の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。
 以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります [] から補足説明をいたします。
- [] 昨年4月、農振除外の申請が上がったときに確認しております。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 続いて、番号6番及び7番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号6番、土地の表示、字名、[]、地番 []、地目、登記簿、田、現況、非農地。面積計 359 m²です。土地所有者及び申請者、[] []さん、農振農用地区域外、都市計画区域内（工業地域）です。
 この土地につきましては、40年前まで田の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。
 関連がありますので、番号7番につきまして引き続き説明いたします。
 番号7番、土地の表示、字名、[]、地番 [] 外20筆、地目、登記簿、田及び畑、現況、非農地、面積計 24,816.86 m²です。土地所有者及び申請人、[] []さん、農振農用地区域外、都市計画区域内（工業地域）です。

この土地につきましては、40 年前まで田及び畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■から補足説明をいたします。

○■■■■ 今朝、現地確認してまいりました。ちょうどですね、■■■■の隣ということで、これから施設を建てるという計画もあがっているようでございますし、また、■■■■さんは遠方に住んでおられて、管理ができないということで、現況証明の願いが出ているかと思えます。よろしく願いいたします。

○議 長 番号6番及び7番について、現地調査の結果を、■■■■よりお願いいたします。

○■■■■ ただいま、担当地区の■■■■さんより説明がありました。一応牧場となっておりますけれども、やはり、本人も遠くへ行かれたということで、非農地ということで、今後の工業用地としての利用もあるということでございますので、問題ないと思えます。以上です。

○議 長 ありがとうございます。
これより番号1番から7番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番から番号7番までの件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第6、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
それでは、議案第3号、番号1番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地

区域の変更について（除外）。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により意見を附すので、審議をお願いします。

番号 1 番、[REDACTED] 外 1 筆、登記簿・現況、田及び原野面積計 6,392 m²。所有者、[REDACTED] [REDACTED] さん、申出者、美瑛町除外目的は現況等を考慮しての除外です。

許可理由としては国が示したガイドラインに基づくものとなります。

○ 議 長 議案第 3 号、番号 1 番について、現地調査の結果を、[REDACTED] よりお願いいたします。

○ [REDACTED] ただいまご説明がありました。この土地に関しましては今朝ほど、2 班のほうで確認してまいりました。
あと、登記簿に関しましては田となっておりますけど、現地を確認いたしますと、かなり起伏が激しく、除外しても、これは致し方ないのかなということで、2 班のほうで判断しております。どうぞよろしくお願いいたします。
以上でございます。

○ 議 長 ありがとうございます。
議案第 3 号、番号 1 番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○ 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 3 号、番号 1 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○ 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○ 議 長 続いて、番号 2 番について事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 続いて、番号 2 番、字 [REDACTED]、1 筆、登記簿・現況、畑及び原野、面積 1,818 m²、所有者及び申出者、[REDACTED] [REDACTED] さん。

除外目的は現況等を考慮しての除外です。許可理由としては国が示したガイドラインに基づくものとなります。

以上で説明を終わります。

○議長 議案第3号、番号2番について、現地調査の結果を、
よりお願いいたします。

○ この土地に関しましては、今朝ほど、2班のほうで調査してきております。現況についても、農地としてはちょっと厳しい状態なのかなと思われま。地元も利用する人がいないということで、除外してもしようがないのではないかなって感じで、判断してまいりました。
以上でございます。

○議長 ありがとうございます。
これより、議案第3号、番号2番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第4号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人、
、譲受人、
さん外4件の許可の可否について審議を求めるものです。

なお、議案第4号で審議いただく5案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

番号1番、土地の表示、字名、字、
、地番、
、1筆、面積計296㎡につきましては、譲渡人、
か

ら、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。

申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■に約■■■■km の箇所、権利設定の理由は、譲渡人は譲受人の希望により、譲受人に譲与したい。譲受人は、譲渡人との協議が終了した事により承認願います、とのことです。詳細につきましては議案 5 ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ただいま事務局の説明のあったとおりです。今後、つくっていくことができないため、隣接である■■■■さんに移転するという形で済みました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第 4 号、番号 1 番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 4 号、番号 1 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 つづいて、番号 2 番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号 2 番、土地の表示、字名、字■■■■、地番■■■■外 2 筆、面積 6,523 m²につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。

申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■に約■■■■km の箇所です。権利設定の理由は、譲渡人は、譲受人の希望により、譲受人に譲与したい。譲受人は、譲渡人との協議が終了した事により承認願います、とのことです。詳細につきましては、議案 6 ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いいたします。
- 委員 ただいま事務局の説明のあったとおりでございます。周りの土地のほか部分について、賃貸または売買の契約は整理して、残りの部分のところを今回、贈与という形で処理をしたいということになっておりますので、ご承認願います。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号2番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 つづいて、番号3番及び4番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号3番、土地の表示、字名、字■■■■外1筆、面積10,105㎡につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、美瑛町への売買による所有権移転申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■kmの箇所です。権利設定の理由は、美瑛町の要請により、売却したい。譲受人は、試験圃場として譲り受けたいので承認願います、とのことです。価格は■■■■円で10a当り■■■■円です。
関連がありますので、番号4番につきまして引き続き説明いたします。土地の表示、字名、字■■■■、1筆、面積1,256㎡につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、美瑛町への贈与による所有権移転申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■kmの箇所です。権利設定の理由は、美瑛町の要請により、譲与したい。譲受人は、試験圃場として譲り受けたいので承認願います、とのことです。詳細につきましては、議案7、8ページをご確認ください。

また、資料1として試験圃場の計画とラスノーブル復活プロジェクトのチラシをつけておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 ただいま事務局のほうより説明があったとおりでございます。この件に対しましては、隣が、生産連の施設ということで前回見て、場所も見てきております。

確認済みでございますが、その隣でアスパラの試験圃として、美瑛町がやるということで、私たちも期待しているところであります。何ら問題ないかと思われまますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号3番及び4番について、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第4号、番号3番及び4番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 つづいて、番号5番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号5番、土地の表示、字名、字■■■■、地番■■■■外3筆、面積計37,519㎡につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの 売買による所有権移転申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■kmの箇所です。権利設定の理由は、該当農地処分のため、譲受人に贈与したい。譲受人は、経営安定を目指すべく譲渡人より当該地を譲り受けたいため承認願います。とのこと。

詳細につきましては、議案9ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いいたします。
- 委員 今、事務局より報告のあったとおりでございます。場所的にはですね、■■■■と美瑛町の境界にある土地で、一筆は■■■■にあります。もう一筆は説明しづらいんですけども、■■■■の■■■■から奥に入ったところ、もう、ほぼ■■■■なんですけども、ちょうど■■■■が山の上から見えるところとなっております。■■■■さんも高齢で離農ということで、■■■■の理事であります■■■■さんのほうに、売買したいということです。何ら問題はないかと思っておりますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号5番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号5番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 日程第8、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。議案第5号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）。
農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった、貸主、■■■■さん、借主、■■■■さん1件の許可の可否について審議を求めるものです。
なお、議案第5号で審議いただく案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
番号1番、土地の表示、字名、字■■■■、地番■■■■、

1筆、面積計16,872㎡につきましては、貸主、■■■■さんから借主、■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■kmの箇所で、使用貸借設定の理由は、貸主は借主の意向を受け貸し付けしたい。借主は自己の営農を確立させる為、申請地を使用貸借したい、とのことです。詳細につきましては議案10ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 ただいま事務局の説明のあったとおりでございます。■■■■さんは新規就農で数年たっておりまして、今後、両者のほうで、2年間の賃貸後は売買したい、こうも聞いておりますので、何ら問題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第5号、番号1番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第5号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画、案について、令和3年4月28日公告予定分の件を議題とします。
議案第6号、番号1番から番号9番までの件は一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、農用地利用集積計画（案）について（令和3年第4回 令和3年4月28日公告予定分）。
■■■■外8件（改善組合承認済み）から利用権の設定等（所有権の移転1件、賃貸8件）について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。

番号1番、字[] []さんから、字[] []さんへの売買、畑3筆、計14,626㎡。[]円で10aあたり[]円です。こちらは議案第1号にて合意解約がなされた土地の売買です。

番号2番につきましては、離れ地処分による賃貸借です。

番号2番、[] []さんから、[]さんへの賃貸借、畑7筆、計63,379㎡。[]円で10aあたり[]円です。

番号3番から5番につきましては、賃貸の継続です。

番号3番、[] []さんから、[]さんへの賃貸借、畑6筆、計40,365㎡。[]円で10aあたり[]円です。期間は3年間です。

番号4番、[] []さんから、字[] []さんへの賃貸借、畑1筆、計20,767㎡。[]円で10aあたり[]円です。期間は3年間です。

番号5番、[] []さんから、[]さんへの賃貸借、畑1筆、10,866㎡。[]円で10aあたり[]円です。期間は3年間です。

番号6番、7番につきましては、保有合理化事業担い手支援5年タイプにより、北海道農業公社から売渡予定者へ賃貸借するものです。

番号6番、北海道農業公社から字[] []さんへの賃貸借、畑1筆、83,220㎡。[]円で10aあたり[]円です。

番号7番、北海道農業公社から字[] []さんへの賃貸借、田2筆、計27,033㎡。[]円で10aあたり[]円です。

番号8番、9番につきましては、議案第1号にて合意解約された土地で、保有合理化事業の受け手変更による賃貸借です。

番号8番、北海道農業公社から[] []さんへの賃貸借、田2筆、16,253㎡。[]円で10aあたり[]円です。こちらは令和3年11月6日までに公社から売渡予定となっております。

番号9番、同じく北海道農業公社から[] []さんへの賃貸借、田2筆、計13,303㎡。[]円で10aあたり[]円です。こちらは令和4年11月6日までに公社から売渡予定となっております。

以上、設定を受ける者9件、6名、設定をする者9件、5名、1法人、

田 6 筆 56,589 m²
畑 19 筆 233,223 m²
計 25 筆 289,812 m²です。
以上で説明を終わります。

○議 長 これより、番号 1 番から番号 9 番までの件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 6 号、番号 1 番から番号 9 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和 3 年、第 4 回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和 3 年 4 月 23 日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

成 田 敦 志

美瑛町農業委員

森 平 敏 文